

令和 3 年 7 月 14 日	資料 1
第 2 回東京都保険者協議会 第 1 回特定健診・特定保健指導特別部会	

令和 3 年度
第 2 回 東京都保険者協議会
議 案

東京都保険者協議会

目 次

第 1 号議案	令和 2 年度	東京都保険者協議会事業報告について	1
第 2 号議案	令和 2 年度	東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出決算について	35
第 3 号議案	令和 3 年度	東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出予算補正について	49

第1号議案

令和2年度 東京都保険者協議会事業報告について

(提案の趣旨)

令和2年度東京都保険者協議会の事業について報告をいたしたい。

別紙のとおり定めたい。

令和3年7月14日提出

東京都保険者協議会
会長 加 島 保 路

空白のページです。

(1) 令和 2 年度 各種会議開催状況について

①東京都保険者協議会について

○第 1 回（令和 2 年 7 月 10 日（金））-書面開催-

【議決事項】

- 第 1 号議案 令和 2 年度 東京都保険者協議会会長、副会長及び監事の選出について
- 第 2 号議案 令和元年度 東京都保険者協議会事業報告について
- 第 3 号議案 令和元年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出決算について
- 第 4 号議案 令和 2 年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出予算補正について

【報告事項】

- (1) 令和元年度 東京都保険者協議会監査報告について
 - 令和 2 年度 各種会議開催状況等について
 - 令和 2 年度 特定健診等集合契約締結状況について
- (2) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関するアンケート結果について

【協議事項】（意見聴収）

- (1) 「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」について
- (2) 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上の取組について
 - ①特定健康診査・特定保健指導の実態に関する調査 報告書（速報版）
 - ②被用者保険向けパンフレットの作成について

《主な協議内容》

書面による開催とし、議決事項（第 1 号～4 号議案）について承認を得た。

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」について事務局案を提示し、意見聴収を行った。取りまとめた要望書を事務局にて厚生労働省に持参することとした。

また、特定健康診査・特定保健指導の実態に関する調査報告書（案）及び被用者保険向けパンフレット（案）について意見聴収を行った。今後、保健活動部会にて協議を行い、第 2 回の本会議において最終（案）の協議を行うこととした。

○第 2 回（令和 2 年 12 月 18 日（金））

【報告事項】

- (1) 令和 2 年度 各種会議開催状況について
- (2) 研修会の開催について
- (3) 「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」の提出について
- (4) 日本健康会議の 2020 年度における保険者協議会の達成要件（宣言 3）の報告について
- (5) 「東京都保険者協議会における協働の取組」について

【協議事項】

- (1) 令和 2 年度の取組について（案）
- (2) 令和 3 年度の取組について（案）

【議決事項】

- 第 1 号議案 令和 3 年度 東京都保険者協議会事業計画骨子（案）について
第 2 号議案 令和 3 年度 東京都保険者協議会予算（案）について

【その他】

- (1) 「東京都保健医療計画推進協議会」の開催状況等について（報告）
- (2) NDB を用いた後発医薬品使用割合に関する分析について
- (3) 受動喫煙防止対策及び禁煙支援について

《主な協議内容》

令和 2 年度及び令和 3 年度における保険者協議会の取組として、以下の内容について協議を行った。

【令和 2 年度】

- ・ 特定健診等の受診率向上のための被用者保険向けパンフレット
- ・ 後発医薬品の使用促進に向けたポスター
- ・ 特定健康診査・特定保健指導の実態に関する調査報告書

【令和 3 年度】

継続実施

- ・ 促進月間の設定と共同の広報活動やイベント等への後援活動及び参加への啓発実施
- ・ 保険者間の情報共有としてホームページを活用した情報提供や保険者向け機関紙の記事掲載
- ・ 特定保健指導などの保健事業等について、担当者の資質向上を目的とした各種研修会の実施

新規実施

- ・ 特定健康診査・特定保健指導、糖尿病腎症重症化予防、後発医薬品などの分野における保険者の取組を構造化し横展開を実施

○第 3 回（令和 3 年 2 月 10 日（水））-書面開催-

【報告事項】

- (1) 令和 2 年度 各種会議開催状況等について
- (2) 令和 2 年度 負担金の返還予定額について

【議決事項】

- 第 1 号議案 令和 3 年度 東京都保険者協議会事業計画等について
第 2 号議案 令和 3 年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出予算について

《主な協議内容》

書面による開催とし、令和 2 年度の各種会議開催状況等及び負担金の返還予定額について報告を行った。

議決事項（第 1 号及び第 2 号議案）について承認を得た。

②東京都保険者協議会データ分析部会について

○第1回（令和2年6月30日（火））-書面開催-

【議題】

- (1) 令和2年度 東京都保険者協議会データ分析部会 部会長及び副部会長の選出について
【承認】
- (2) 令和元年度 東京都保険者協議会データ分析部会 事業報告【報告】
- (3) 令和2年度 東京都保険者協議会データ分析部会の取組について【報告】
- (4) 令和2年度以降の取組について【意見聴取】

《主な協議内容》

書面による開催とし、部会長及び副部会長の選出を行い、承認を得た。
令和2年度以降の取組について意見聴取を行い、第2回にて協議を行うこととした。

○第2回（令和2年10月27日（火））

【議題】

- (1) 日本健康会議の2020年度における保険者協議会の達成要件（宣言3）の達成状況の報告について
- (2) 令和2年度 データ分析に関する研修会の実施について
- (3) 令和2年度の取組について
- (4) 令和3年度以降の取組について
- (5) その他

《主な協議内容》

令和2年度「データ分析に関する研修会」の開催状況を報告し、令和3年度 同研修会の開催形式について協議を行った。

また、第1回にて意見聴取を行った内容をもとに、令和2年度の取組として健康スコアリングレポートの共有方法及び令和3年度以降の取組の方向性について協議を行った。

○第3回（令和3年2月3日（水））-Web開催-

東京都保険者協議会 データ分析部会 副部会長の選出について

【議題】

- (1) 令和2年度の取組について
 - ・健康スコアリングレポート（情報共有）
 - ・データヘルス計画の中間評価の実施状況（情報共有）
- (2) 令和3年度 データ分析に関する研修会のテーマ及び講師候補について
- (3) 令和3年度の取組について

- (4) 令和 3 年度 実施計画（案）について
- (5) その他

《主な協議内容》

Web 会議形式による開催とし、副部会長の選出を行い、承認を得た。

「令和 2 年度 健康スコアリングレポート」の活用方法及び「データヘルス計画の中間評価」の実施状況について情報共有を行った。

また、令和 3 年度「データ分析に関する研修会」についてテーマ及び講師の選定を行い、テーマと講師の候補者が決定したため、事務局にて講師との日程調整等を実施することとした。

開催時期や実施方法については、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえながら調整を行う。

③東京都保険者協議会保健活動部会について

○第 1 回（令和 2 年 6 月 23 日（火））-書面開催-

【議題】

- (1) 令和 2 年度 東京都保険者協議会保健活動部会 部会長及び副部会長の選出について【承認】
- (2) 令和元年度 東京都保険者協議会保健活動部会事業報告【報告】
- (3) 令和 2 年度 東京都保険者協議会保健活動部会の取組について【報告】
- (4) 保険者協議会の協働の取組について【意見聴取】
 - ①促進月間の設定とその取組
 - ②都が実施するイベント等への後援
- (5) 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上の取組について【意見聴取】
 - ①特定健康診査・特定保健指導の実態に関する調査報告書（速報版）
 - ②被用者保険向けパンフレットの作成について

《主な協議内容》

書面による開催とし、部会長及び副部会長の選出を行い、承認を得た。

令和 2 年度の取組としてインターネット調査の報告書及びパンフレット作成について意見聴取を行い、第 2 回にて協議を行うこととした。

○第 2 回（令和 2 年 10 月 2 日（金））

【議題】

- (1) 日本健康会議の 2020 年度における保険者協議会の達成要件（宣言 3）の達成状況の報告について
- (2) 令和 2 年度 各研修会について
 - ①特定保健指導等プログラム研修会の実施
 - ②保健事業に関する研修会の実施
- (3) 保険者協議会の協働の取組について

- ①促進月間と促進月間における取組等
- ②特定健診等の受診率向上のための被用者保険向けパンフレットの作成
- ③後発医薬品使用促進ポスターの作成
- (4) 特定健康診査・特定保健指導の実態に関する調査報告書（案）について
- (5) その他

《主な協議内容》

令和２年度「特定保健指導等プログラム研修会【初級編】【専門職編】【中・上級編】」の開催状況及び開催予定を報告し、令和２年度「保健事業に関する研修会」については、動画配信サイトを利用した研修を行うことについての承認を得た。

促進月間及び促進月間における来年度以降の事業の取組については意見聴取を行った。

また、パンフレット及びポスターの作成については、事務局案を提示し内容について協議を行った。

○第３回（令和２年１１月２６日（木））

【議題】

- (1) 保険者協議会の協働の取組について
 - ①特定健診等の受診率向上のための被用者保険向けパンフレットの作成
 - ②後発医薬品使用促進ポスターの作成
 - ③「感染症予防対策」の情報提供
- (2) 令和３年度 特定保健指導等プログラム研修会及び保健事業に関する研修会について
 - ①各研修会の開催形式
 - ②各研修会の開催時期及び開催回数
 - ③特定保健指導等プログラム研修会（初級編）テーマ及び講師候補
- (3) 令和３年度の取組について
- (4) その他

《主な協議内容》

パンフレット及びポスターについては、保険者協議会委員及び保健活動部会委員の意見聴取結果をもとに修正した案を提示し、協議を行った。

また、令和３年度「特定保健指導等プログラム研修会【初級編】【専門職編】【中・上級編】」「保健事業に関する研修会」の開催形式・時期及び回数について協議を行い、【初級編】についてはテーマ及び講師の選定を行い、テーマと講師の候補者が決定したため、事務局にて講師との日程調整等を実施することとした。

開催時期や実施方法については、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえながら調整を行う。

○第４回（令和３年１月２７日（水））-Web開催-

東京都保険者協議会 保健活動部会 部会長の選出について

【議題】

- (1) 令和２年度 第２回保険者協議会 協議内容（報告）
- (2) 令和３年度 特定保健指導等プログラム研修会【専門職編】【中・上級編】及び保健事業に関する研修会のテーマ及び講師候補について
- (3) 令和３年度の取組について
- (4) 令和３年度 実施計画（案）について
- (5) その他

《主な協議内容》

Web 会議形式による開催とし、部会長の選出を行い、承認を得た。

令和３年度「特定保健指導等プログラム研修会【専門職編】【中・上級編】」及び「保健事業に関する研修会」についてテーマ及び講師の選定を行い、テーマと講師の候補者が決定したため、事務局にて講師との日程調整等を実施することとした。

開催時期や実施方法については、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえながら調整を行う。また、令和３年度の新規事業である保険者の取組事例の構造化等について協議を行った。

④東京都保険者協議会特定健診・特定保健指導特別部会について

●会議の開催について

○第１回（令和２年７月１０日（金））-書面開催- ※東京都保険者協議会との合同開催

《主な協議内容》

令和２年度 特定健診等集合契約締結状況について中間報告を行った。

また、東京都保険者協議会ホームページのアクセス数について報告を行った。

○第２回（令和２年１２月１８日（金）） ※東京都保険者協議会との合同開催

《主な協議内容》

令和２年度 特定健診等集合契約締結状況の報告を行い、令和３年度の代表保険者へ引継ぎを行ったことを報告した。

また、東京都保険者協議会ホームページのアクセス数について報告を行った。

○第３回（令和３年２月１０日（水））-書面開催- ※東京都保険者協議会との合同開催

《主な協議内容》

東京都保険者協議会ホームページのアクセス数について報告を行った。

●令和2年度 集合契約について

【令和2年度代表保険者】健康保険組合連合会東京連合会

令和2年度 特定健診等集合契約締結状況

契約状況	特別区	市町村	島しょ	保健指導機関	合計
締結	31	30	4	2	67
合意	0	0	0	0	0
折衝中	0	0	0	0	0

11月2日現在

地区医師会		特定健診 契約状況	実施期間								特定保健指導 契 約 状 況	実施期間							
			令和	年	月	日	～	年	月	日		令和	年	月	日	～	年	月	日
1	千代田区	締結	令和	2	4	1	～	3	3	31		令和			～				
	神 田	締結	令和	2	4	1	～	3	3	31		令和			～				
2	中 央 区	締結	令和	2	5	11	～	3	3	31	締結	令和	2	4	1	～	3	3	31
	日 本 橋	締結	令和	2	5	11	～	3	3	31		令和			～				
3	港 区	締結	令和	2	8	1	～	2	11	30		令和			～				
4	新 宿 区	締結	令和	2	6	1	～	3	3	31		令和			～				
5	文 京 区	締結	令和	2	6	15	～	3	3	31		令和			～				
	小 石 川	締結	令和	2	6	15	～	3	3	31		令和			～				
6	下 谷	締結	令和	2	5	1	～	3	3	31		令和			～				
	浅 草	締結	令和	2	5	1	～	3	3	31		令和			～				
7	墨 田 区	締結	令和	2	6	1	～	3	3	31		令和			～				
8	江 東 区	締結	令和	2	4	1	～	3	3	31	締結	令和	2	4	1	～	3	3	31
9	品 川 区	締結	令和	2	6	18	～	3	1	31		令和			～				
	荏 原	締結	令和	2	4	1	～	3	3	31		令和			～				
10	目 黒 区	締結	令和	2	6	1	～	3	1	31		令和			～				
11	大 森	締結	令和	2	6	1	～	3	3	31		令和			～				
	田園調布	締結	令和	2	4	1	～	3	3	31		令和			～				
	蒲 田	締結	令和	2	4	1	～	3	3	31		令和			～				
12	世田谷区	締結	令和	2	6	25	～	3	3	31	締結	令和	2	6	25	～	3	3	31
	玉 川	締結	令和	2	6	25	～	3	3	31	締結	令和	2	6	25	～	3	3	31
13	渋谷区	締結	令和	2	6	8	～	3	3	31		令和			～				
14	中 野 区	締結	令和	2	6	1	～	3	3	31		令和			～				
15	杉 並 区	締結	令和	2	4	1	～	3	3	31	締結	令和	2	4	1	～	3	3	31
16	豊 島 区	締結	令和	2	7	1	～	3	1	31		令和			～				
17	北 区	締結	令和	2	8	1	～	2	10	31		令和			～				
18	荒 川 区	締結	令和	2	10	1	～	3	3	31		令和			～				
19	板 橋 区	締結	令和	2	8	17	～	2	11	30	締結	令和	2	4	1	～	3	3	31
20	練 馬 区	締結	令和	2	7	1	～	3	3	31		令和			～				
21	足 立 区	締結	令和	2	6	30	～	3	3	31		令和			～				
22	葛 飾 区	締結	令和	2	8	1	～	2	11	30	締結	令和	2	8	1	～	3	3	31
23	江戸川区	締結	令和	2	4	1	～	3	3	31		令和			～				

地区医師会	特定健診 契約状況	実施期間							特定保健指導 契約状況	実施期間								
		令和	年	月	日	～	年	月		日	令和	年	月	日	～	年	月	日
24	八王子市	締結	令和	2	6	1	～	3	3	31		令和			～			
25	立川市	締結	令和	2	6	1	～	3	3	31		令和			～			
26	武蔵野市	締結	令和	2	6	1	～	3	3	31		令和			～			
27	三鷹市	締結	令和	2	5	1	～	3	3	31		令和			～			
28	青梅市	締結	令和	2	6	1	～	2	11	30		令和			～			
29	府中市	締結	令和	2	7	1	～	2	12	28		令和			～			
30	昭島市	締結	令和	2	9	1	～	3	3	31		令和			～			
31	調布市	締結	令和	2	5	26	～	3	1	31		令和			～			
32	町田市	締結	令和	2	4	1	～	3	3	31		令和			～			
33	小金井市	締結	令和	2	6	1	～	3	3	31		令和			～			
34	小平市	締結	令和	2	7	1	～	3	1	31		令和			～			
35	日野市	締結	令和	2	5	26	～	3	3	31		令和			～			
36	東村山市	締結	令和	2	6	1	～	3	3	31		令和			～			
37	国分寺市	締結	令和	2	6	1	～	3	3	31		令和			～			
38	国立市	締結	令和	2	4	1	～	3	3	31		令和			～			
39	西東京市	締結	令和	2	7	1	～	2	12	18		令和			～			
41	福生市	締結	令和	2	8	1	～	2	10	31		令和			～			
42	狛江市	締結	令和	2	7	20	～	3	3	31		令和			～			
43	東大和市	締結	令和	2	6	1	～	3	3	31		令和			～			
44	清瀬市	締結	令和	2	8	1	～	2	12	31		令和			～			
45	東久留米市	締結	令和	2	7	1	～	2	11	30		令和			～			
46	武蔵村山市	締結	令和	2	6	1	～	3	3	31		令和			～			
47	多摩市	締結	令和	2	6	1	～	3	3	31		令和			～			
48	稲城市	締結	令和	2	4	1	～	3	3	31		令和			～			
49	あきる野市	締結	令和	2	8	1	～	2	11	30		令和			～			
50	羽村市	締結	令和	2	6	1	～	2	10	31		令和			～			
51	瑞穂町	締結	令和	2	6	15	～	2	10	31		令和			～			
52	日の出町	締結	令和	2	6	1	～	2	10	31		令和			～			
54	檜原村	締結	令和	2	5	7	～	3	3	31		令和			～			
55	奥多摩町	締結	令和	2	7	1	～	3	3	31		令和			～			

特定保健指導は行わない

特定保健指導実施機関	特定保健指導 契約状況	実施期間							
		令和	年	月	日	～	年	月	日
株式会社 ベネフィット・ワン	締結	令和	2	4	1	～	3	3	31
SOMPOヘルスサポート株式会社	締結	令和	2	4	1	～	3	3	31

代表保険者と実施機関との契約状況		実施機関と各島しょ地区との実施期間									
島しょ地区実施機関	特定健診 契約状況	実施島しょ	実施期間								
			令和	年	月	日	～	年	月	日	
公益財団法人 東京都予防医学協会	締結	神津島村	令和	2	10	11	～		2	10	14
		新島村	令和				～				
医療法人社団 こころとからだの元気プラザ	締結	利島村	令和	2	9	4	～		2	9	6
		三宅村	令和2年9月26日(土)・27日(日) ・29日(火)・30日(水)								
		小笠原村	母島 令和2年11月15日(日)・16(月) 父島 令和2年11月18日(水)～23日(月)								
医療法人社団 七星会 カスガメディカルクリニック	締結	八丈町	令和	2	12	20	～		2	12	25
医療法人社団 藤清会 大島医療センター	締結	大島町	令和2年6月21日(日) 令和2年7月5日(日)・19日(日) 令和2年8月16日(日) 令和2年9月6日(日)・13日(日)								

※当初は集合契約締結の予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は住民健診のみの対応となった。

●令和3年度 特定健診等集合契約代表保険者について

令和2年11月27日(金)に「全国土木建築国民健康保険組合」に引継ぎを行った。

⑤東京都保険者協議会医療計画等検討部会について

●会議の開催について

○第1回（令和2年7月10日（金））-書面開催-

【議決事項】

第1号議案 令和2年度 東京都保険者協議会医療計画等検討部会 部会長及び副部会長の選出について

【報告事項】

- (1) 東京都外来医療計画について
- (2) 「都民医療費の現状と今後の取組（第二期東京都医療費適正化計画）」の実績評価への平成29年度実績追記について

《主な協議内容》

書面による開催とし、議決事項（部会長及び副部会長選出）について承認を得た。

また、東京都外来医療計画及び都民医療費の現状と今後の取組（第二期東京都医療費適正化計画）の実績評価への平成29年度実績追記について報告を行った。

○第2回（令和3年2月10日（水））-書面開催-

【議決事項】

- 第1号議案 令和3年度 東京都保険者協議会医療計画等検討部会実施計画について
第2号議案 学識経験者による助言者の選任について

《主な協議内容》

書面による開催とし、議決事項（第1号及び第2号議案）について承認を得た。

(2) 令和2年度 研修会の開催について

○令和2年度 特定保健指導等プログラム研修会【初級編】開催

動画配信期間		令和2年7月20日（月）9時00分から 令和2年8月14日（金）23時59分	
申し込み保険者数		226 保険者	
テーマ		講師名	動画再生回数
研修Ⅰ	特定健診・特定保健指導制度について	東京大学未来ビジョン研究センター データヘルス研究ユニット 客員研究員 柿沼美智留氏	892回
研修Ⅱ	歯科から考える生活習慣病対策	神奈川歯科大学大学院歯学研究科 災害医療・社会歯科学講座 教授・博士（歯科） 山本龍生氏	565回
研修Ⅲ	新型タバコのリスク - タバコ問題全般・ 新型コロナ問題も -	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター がん対策センター 疫学統計部 副部長 田淵貴大氏	505回

《研修会の目的》

特定健診・特定保健指導等を円滑に進めるために必要な基礎的な知識を習得するため、初任者向けに特定健診等業務に従事している担当者の資質向上を図ることを目的とした研修会

○令和2年度 特定保健指導等プログラム研修会【専門職編】開催

		第1回	第2回
開催日		令和2年9月25日（金）	令和2年9月30日（水）
参加人数		66名	54名
場所		東京都医師会館 2階講堂	
テーマ		講師名	
研修	「食生活の変化でうまれた新たな課題 -時間栄養学と腸脳相関-」	東京都立大学 名誉教授 プレミアム・カレッジ 特任教授 篠田 粧子 氏	

《研修会の目的》

保健事業の課題として、食事・栄養に関する効果的な特定保健指導について知識や技術をより深く習得するため、特定保健指導に携わる医療従事者の方を対象に資質向上を図ることを目的とした研修会

○令和2年度 特定保健指導等プログラム研修会【中・上級職編】開催

		第1回	第2回
開催日		令和2年10月14日(水)	令和2年10月21日(水)
参加人数		78名	71名
場所		東京都医師会館 2階講堂	
テーマ		講師名	
研修	「特定保健指導のこれまでとこれから～実施率をあげるためのポイントと工夫～」	帝京大学大学院 公衆衛生学研究科 研究科長・教授 福田 吉治 氏	

《研修会の目的》

データヘルス計画に基づく効果的な保健事業の実施についての必要な知識を習得するため、特定健診等業務に3年以上従事している担当者の資質向上を図ることを目的とした研修会

○令和2年度 データ分析に関する研修会 開催

動画配信期間		令和2年7月20日(月)9時00分から 令和2年8月14日(金)23時59分	
申し込み保険者数		245 保険者	
テーマ		講師名	動画再生回数
研修	第2期データヘルス計画・中間評価について	東京大学未来ビジョン研究センター データヘルス研究ユニット 特任教授 古井 祐司 氏	765回

《研修会の目的》

医療保険者は、糖尿病重症化予防や特定健診・特定保健指導、後発医薬品の使用促進等の施策に対し、データ分析及びデータに基づいた効果的な保健事業を行うことが求められていることから、業務に従事する担当者向けに関連する知識や技術を習得することを目的とした研修会

○令和2年度 保健事業に関する研修会 開催

動画配信期間		令和2年12月1日(火)9時00分から 令和2年12月18日(金)23時59分	
申し込み保険者数		205 保険者	
テーマ		講師名	動画再生回数
研修	コロナ禍だからできる実施率とりテラシーを爆上げする保健指導	順天堂大学大学院 医学研究科 先端予防医学・健康情報学 特任教授 福田 洋 氏	609回

《研修会の目的》

医療保険者は、特定健診・特定保健指導等の効果的な保健事業を行うことが求められることから、業務に従事する担当者向けに関連する知識や技術を習得することを目的とした研修会

(3) 「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」の提出について

令和2年7月10日の第1回東京都保険者協議会（書面開催）において、特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望について意見を求め、とりまとめた要望書を以下のとおり提出した。

【提出日】

令和2年10月15日（木）14：00～

【提出先】

厚生労働省保険局 医療介護連携政策課

医療費適正化対策推進室 室長 新畑 覚也 氏

医療費適正化対策推進室 保健事業推進専門官 三井 尚美 氏

【提出者】

東京都保険者協議会事務局

東京都国民健康保険団体連合会 企画事業部 保健事業課長 日暮 雄一郎

東京都国民健康保険団体連合会 企画事業部 保健事業課 保健事業推進係長 北野 菜穂子

※当日は、限られた時間での対応のため、新規要望内容を中心に説明を行った。



東保協発第 38 号
令和 2 年 10 月 15 日

厚生労働省保険局 医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室
室 長 新 畑 寛 也 様

東京都保険者協議会
会 長 加 島 保 路



特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望について

平素、本協議会の事業運営に関しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本協議会では、平成 20 年 4 月から保険者に義務付けられた特定健康診査・特定保健指導を円滑に実施するため、保険者や関係団体との調整を図るとともに、実施にあたっての課題について、制度開始当初より厚生労働省に対し要望を行ってまいりました。

保険者においては、特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上に鋭意取り組んでおりますが、有効な対策を講じることに大変苦慮しております。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の流行により、特定健康診査・特定保健指導の実施についても影響が生じております。

つきましては、特定健康診査・特定保健指導を着実に実施し、保険者全体で更なる実施率の向上を達成するための課題を取りまとめた別紙要望事項について、積極的に検討し実現していただきますようお願いいたします。

【東京都保険者協議会事務局】

東京都国民健康保険団体連合会

企画事業部 保健事業課 保健事業推進係

担 当： 北野・鈴木・古川・田中

TEL： 03-6238-0151

FAX： 03-6238-0033

E-mail： hjsuishin@tokyo-kokuhoren.or.jp

特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望について

要望趣旨

特定健康診査・特定保健指導については、平成30年度から第3期特定健康診査等実施計画期間が始まり、当該計画においては、本協議会が長年要望していた血清クレアチニンの検査項目等が追加された。

しかしながら、保険者においては、特定健康診査等の実施率をさらに向上させるための有効な対策を講じること到大変苦慮しているところである。本協議会においても昨年度実施した「特定健康診査・特定保健指導の実態に関する調査」の内容を取りまとめているところであるが、様々な対策を講じながらも実施率の向上に苦慮している状況であることが分かる。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の流行により、特定健康診査・特定保健指導の実施について大きな影響が生じている。

については、特定健康診査等を着実に実施し、保険者全体でさらなる実施率の向上を達成するための課題について、次のとおり要望事項を取りまとめたので、積極的に検討し実現していただきたい。

1 新型コロナウイルス感染症流行に伴う特定健康診査・特定保健指導の実施について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、「3密」（密閉・密集・密接）を避けるため、多くの保健事業等の実施が中止・延期となっている。

特に特定健康診査・特定保健指導については実施方法や実施時期等について適宜調整を行い実施しているが、このような状況により特定健康診査・特定保健指導の実施率に大きな影響が生じる可能性がある。

「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」において検討されている実施率等に基づく保険者努力支援制度や後期高齢者支援金の加算・減算等の保険者インセンティブの取扱いについては、保険者に不利益が生じないよう配慮いただきたい。

2 情報通信技術を活用した面接（遠隔面接）について

(1) 初回面接における支援について

第3期特定健康診査等実施計画においては、情報通信技術を活用した特定保健指導の初回面接（遠隔面接）の導入を促進している。今年度の新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、情報通信技術を活用した遠隔面接は「3密」を避ける観点からも非常に有効な手段といえる。

加えて、遠隔面接は対面での面接と同等の質を確保でき、かつ、対象者の利便性が向上することから、特定保健指導の実施率向上につながると考えられる。

については、保険者及び実施機関から導入に当たって必要な環境・体制整備等について支援

するとともに、保険者がより遠隔面接を活用できるよう、国としても促進していくこと。

(2) 積極的支援における継続的な支援について

①電話支援の中に含まれている遠隔面接での支援については、個別支援と同等の質を確保できることから、同じポイント数を設定すること。

②遠隔によるグループ面接をグループ支援の形態の一つとして認めること。

3 特定健康診査データの保険者間での移動について

「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」において、特定健康診査データの保険者間の引継ぎ及びマイナポータルを活用した特定健康診査データ関連の仕組みについて検討されているが、オンライン資格確認等システムにおける財政負担面など、課題は残されている。システム改修や運用費用等必要な経費については、保険者や実施機関等を含む関係組織と協議の上、十分な財政措置を講じるとともに迅速な情報提供に努めること。

4 事業者健診データについて

事業者健診データについて、実施機関から取得する場合には事業者の同意を得た上で保険者と実施機関で契約を締結する必要があるが、強制力がないため提供に関して事業者の同意が得られない場合が非常に多い。また、事業者健診と特定健康診査の項目の差異によりデータの階層化ができず特定保健指導につなげられない場合があるなど、データの取得及び活用に苦慮している。

については、次の項目について検討すること。

- ・事業者健診と特定健康診査の項目を揃えること。
- ・事業者健診データについては、実施機関から支払基金等の一元管理が可能な組織にデータを直接送付し、その情報を保険者に提供するような仕組みを構築すること。

5 特定保健指導の体制整備について

(1) 特定保健指導実施機関の拡充について

第3期特定健康診査等実施計画においては、特定保健指導の実施率の向上や受診者の利便性の向上を図ることを目的に、特定保健指導の初回面接の分割実施が可能となったが、まず前提として特定保健指導を実施する医療機関が少ない状況である。

そのため、国においても実施機関の拡充に向けての施策を講じること。

(2) 人材育成について

①第3期特定健康診査等実施計画において、初回面接・中間評価・実績評価を異なる実施機関で行う方法を選択する保険者は、特定保健指導対象者の特定保健指導の総括・管理を

行う「特定保健指導調整責任者」を置くこととされた。

特定保健指導調整責任者は、原則、特定保健指導の専門職（特定保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として定められている医師、保健師又は管理栄養士）であることが望ましいが、保険者の実情に応じて必ずしも特定保健指導の専門職である必要はないとされている。

専門職でない者が当該責任者を務める場合には、十分な知識を持って実務を行えるよう、国において人材育成等の支援を行うこと。

また、併せて「特定保健指導調整責任者」が行うべき事務の内容について、具体的に示すこと。

②特定保健指導全般についても、専門職の指導能力が必要とされることから、スキル向上のための人材育成等について、国としてより一層の支援を行うこと。

（３）効果検証について

第3期特定健康診査等実施計画においては、積極的支援対象者に対する柔軟な運用として特定保健指導のモデル実施が認められることとなったが、当該弾力化策の効果について着実に検証すること。

また、モデル実施の好事例については、引き続き、保険者への横展開に努めること。

（４）保健事業のPDCAに関する支援について

特定健康診査・特定保健指導の結果等をもとに行う保健事業のPDCAについて、より効果的に事業を推進していくためには、健診データやレセプトデータを紐づけた分析及び、分析結果を活用した保健事業の実施等が重要であると考えられるが、分析・活用等を行うためのノウハウがないことや人材及び体制の確保等に苦慮しているところである。

このことから、保健事業のPDCAが円滑に推進できるよう、国として人材育成やノウハウの提供等の環境整備等の支援を行うこと。

（５）国庫補助金（被用者保険運営円滑化推進事業費）を活用し、都道府県連合会が実施する特定保健指導のモデル事業の取組みについて

比較的小規模な健康保険組合は、都道府県連合会が実施する特定保健指導のモデル実施を取り組んでいるところであるが、当年度においては、前年度の特定健診結果を対象とすることは、当年度の計画書に反映することができず、当年度の特定健診対象者のみが対象となるため、特定保健指導のモデル実施期間が短く対象者が限定されてしまうことから、十分な効果を得られないものとする。

このことから、本事業の対象は、前年度の特定健診結果も認めるよう配慮していただきたい。

6 特定保健指導の判断基準について

今後の特定保健指導においては、特定健康診査の対象者を集団として捉え、当該集団の疾病予防に繋がる基本的因子の分析結果に基づいた指導を行うことが重要である。

については、現在の特定保健指導の判断基準に加え、対象者の業種・業態・年齢・性別等の状況を考慮するなど、新たな指標について研究すること。

7 被扶養者の特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上に関する好事例の横展開について

被扶養者の特定健康診査について、保険者として勧奨方法の工夫や受診機会を増やす等の対策をしているが、依然として受診率の向上に苦慮しているところである。

また、被扶養者の特定保健指導についても、同様に実施率向上に苦慮している。

被扶養者の特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上は、国民全体の喫緊の課題であることから、周知・啓発等を含め、国を挙げた取組みを検討すること。

併せて、好事例について調査し、国として保険者への横展開に努めること。

8 医療機関による特定健康診査未受診者への受診勧奨について

特定健康診査の実施率の向上のためには医療機関の協力が必要不可欠であることから、医療機関受診時に特定健康診査が未受診であることが判明した場合には受診を促すよう、国として関係団体に対し通知を発出すること。

9 財政措置等について

特定健康診査・特定保健指導の事業実施に係る費用については、国、都道府県及び区市町村が1/3ずつ負担することとされているが、実態は低額な補助単価により、本来国と都道府県が負担すべき金額が交付されず、国及び都道府県の負担は不十分なものとなっている。

今後さらに高齢化が進展し、医療費の増大が見込まれるなか、保健事業への取組の強化が求められており、データヘルス計画の根幹をなす特定健康診査・特定保健指導の果たす役割の重要性が増していることから、特定健康診査・特定保健指導事業を円滑かつ安定的に実施することが必要不可欠である。

については、次の項目について検討すること。

- ・ 補助基準単価及び補助基準内容を保険者の実態に合わせて見直すなど、特定健康診査・特定保健指導の確実な実施のための措置
- ・ 受診勧奨や普及啓発費用、特定健康診査のシステム関係費用等の事務経費等に対する財政支援

10 広報について

特定健康診査・特定保健指導について、高齢者の医療の確保に関する法律に保険者が実施することについては義務付けされているが、被保険者等が受診することについても努力義務として明記すること。

また、国においてもマスメディア等を使って、特定健康診査等を受診するよう行動変容を促すような効果的な普及啓発に努めること。

(4) 日本健康会議の2020年度における保険者協議会の達成要件
(宣言3 関係) の報告について

宣言3
予防・健康づくりに向けて、47都道府県の保険者協議会
すべてが地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。

達成要件		2020年度の 達成数	【参考】 更なる取組 の達成
大項目	小項目		
1	特定健診・保健指導の 実施率向上	47	40
2	保険者横断的な医療費 の調査分析	47	47
3	特定健診データの 保険者間の移動の推進	47	47
4	保険者横断的な 予防・健康づくり等 の取組	47	47
(5)	後発医薬品の使用促進や 重複投薬等の適正化 のための取組	46	
宣言を達成した保険者協議会の数		47	40

47すべての保険者協議会が宣言を達成。このうち40では、更なる取組も達成。

➢ 2020年度の達成：1～4の大項目すべてで達成した場合に宣言3を達成。小項目が複数ある大項目1・2については、小項目1つ以上の達成で大項目を達成とする。

➢ 更なる取組：地域でのより一層の取組の推進を目指して宣言の達成要件に加え2018年度から更なる取組の要件を設定。具体的には、大項目2・4に小項目の取組を追加し、また大項目5の取組を追加。その上で小項目が複数ある大項目1・2・4については、小項目2つ以上の達成で大項目を達成とする。

日本健康会議の2020年度における保険者協議会の達成要件（宣言3）の達成状況 回答様式

別添1

東京都保険者協議会 回答（2020年8月1日時点）

太枠欄のうち該当があるものについて、ご記入をお願いいたします。

宣言3の達成について
※大項目1から4までのいずれも満たす場合、宣言3の達成となります。
※大項目1から5までのいずれも満たす場合、更なる取組の達成となります。

達成要件		2019年度中に実施済み	2020年4月1日～8月1日に実施済み	2020年度中に実施予定	取組の詳細等についての質問・回答 ※各要件に該当する場合、8月1日時点で実施した又は実施予定の具体的な内容等をご記入ください。 ※ご負担のない範囲内で簡潔にご記入をお願いいたします。1つの欄に複数の回答を記入しても構いません。
大項目	小項目		※複数回答可		
1. 特定健診・保健指導の実施率向上 ※宣言3の達成に係る大項目1の達成要件：小項目①～③のうち1つ以上の達成 ※更なる取組の達成に係る大項目1の達成要件：小項目①～③のうち2つ以上の達成	①特定健診・保健指導の実施率向上に向けて、実施率の高い保険者の取組の共有や、保険者共同での広報活動（ポスター作成、住民や医療関係者への働きかけ等）を行っている。	○	○	○	【2019年度中に実施済み】 (1)-① 保健指導の推進に係るポスター、リーフレット及びグッズを作成し、東京都保険者協議会ホームページやイベント等で展開 (2)-① 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を得ることを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会』【初級編】（6月18、28日）【専門編】（8月6、16日）【中・上級編】（10月2、29日）を開催。 (3)-① 効果的な保健指導を展開するための必要な知識を得ることを目的とした、『保健指導に関する研修会』（12月11日）を開催（事例発表を含む）。 (3)-② 《事例発表》 テーマ：糖尿病重症化予防 発表者：すかいらくグループ健康保険組合 足立区 【2020年度4月1日～8月1日に実施済み】 (1)-① 保健指導推進に係るポスターを作成し、東京都保険者協議会ホームページで展開 (2)-① 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を得ることを目的とした研修会『特定健診・特定保健指導制度について』『歯科から考える生活習慣病対策』『新型コロナのリスク-タバコ問題全般-新型コロナ問題も-』を動画配信により開催（7月20日～8月14日）。 【2020年度中に実施予定】 (1)-① 保健指導推進に係るポスター、リーフレット及びグッズを作成し、東京都保険者協議会ホームページやイベント等で展開予定。 (2)-① 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を得ることを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会（専門編）【中・上級編】』を開催予定（9月、10月）。 (3)-① 効果的な保健指導を展開するための必要な知識を得ることを目的とした、『保健指導に関する研修会』を開催予定（11月）。
	②集合契約の連絡調整に加えて、被用者保険の被扶養者向け健診と自治体のがん検診等の同時実施や、保険者での独自のがん検診等の実施など、健診の魅力を高めるための保険者と医療関係者との連絡調整を広く行っている。	○	○	○	【2019年度及び2020年度中に実施済み】 (1) 全国健康保険協会東京支部と東京都内6区市とが「生活習慣病対策等における連携・協働に関する覚書」を締結し、がん検診等の受診促進を推進するための支援を行っている。 (2) 東京都保険者協議会ホームページから、東京都が管理している『とうきょう健康ステーション』『区市町村がん検診担当窓口』『ヘルソク』を貼り、東京都内6区市町村のがん検診情報が容易に閲覧出来るように掲載。 (平成20年度より公開している、特定健康診査8の実施機関と併せて利用者が閲覧することにより、がん検診との同時実施を促進することを目的とする)
	③被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援を行っている。	○	○		【2019年度及び2020年度中に実施済み】 全国健康保険協会東京支部と東京都内6区市とが「生活習慣病対策等における連携・協働に関する覚書」を締結し、地域の事情に応じた健康づくりなど保険者間での健診実施に向けて支援をしている。

宣言3の達成について ※大項目1から4までのいずれも満たす場合、宣言3の達成となります。 ※大項目1から5までのいずれも満たす場合、更なる取組の達成となります。				達成要件		2020年度中に実施済み			2020年度中に実施予定	
大項目	小項目					2019年度中に実施済み			2020年度中に実施予定	
						※複数回答可			※複数回答可	
2. 保険者横断的な医療費の調査分析 ※宣言3の達成に係る大項目2の達成要件：小項目①②のうち1つ以上の達成 ※更なる取組の達成に係る大項目2の達成要件：小項目①～③のうち2つ以上の達成	①国保データベース（KDB）システム等を活用した調査分析の研修会や被用者保険者等への分析結果の提供、管内の保険者によるデータヘルスの取組事例の共有など、保険者によるデータヘルスの効果的な取組を促している。	○	○	○	○	○			○	
						○			○	
						○			○	
3. 特定健診データの保険者間の移動の推進	特定健診・保健指導は、医療費適正化の観点から加入者が共通で取り組む法定義務の取組である。加入者が移動した場合、法令上、旧保険者は現保険者の求めに応じて特定健診データを提供しななければならないこととされていることの重要性を認識し、国が整備した様式やルールの周知など、管内の保険者に対する働きかけを行っている。	○	○	○	○	○			○	
						○			○	

宣言3の達成について ※大項目1から4までのいずれも満たす場合、宣言3の達成となります。 ※大項目1から5までのいずれも満たす場合、更なる取組の達成となります。					達成要件			取組の詳細等についての質問・回答 ※各要件に該当する場合、8月1日時点で実施した又は実施予定の具体的な内容等をご記入ください。 ※ご負担のない範囲内で簡潔にご記入をお願いいたします。1つの欄に複数の回答を記入しても構いません。		
大項目	小項目	2020年度中に 実施済み			2020年度中に 実施予定					
		2020年4月1日～8月1 日に実施済み	※複数回答可							
4. 保険者横断的な予防・健康づくり等の取組、都道府県民の健康増進の推進体制、都道府県の中核的役割の発揮	①健康教室やウォーキング大会の共同開催や協賛、後発医薬品の使用促進、受動喫煙防止の働きかけ、医療資源を大切にしている患者教育など、保険者横断的な予防・健康づくりや医療費適正化等の活動をしている。	○	○	○	○	活動の具体的な内容をご記入ください。	【2019年度中に実施済み】 ・一般社団法人東京都総合健康施設協会が主催している「健康フェスティバル（10月1日～11月30日）」のイベント等への後援 ・東京都主催の「Tokyo健康ウォーク（大腸がん検診普及啓発事業）（11月17日開催）」及び「ヒンクリボン東京（11月23日開催）」の後援を行い、参加者向けにグッズ配付による啓発事業を実施。 【2019年度より継続実施】 東京都保険者協議会としての促進月間を設定。また、各医療保険者共通で被保険者に対して使用出来るポスター・リーフレットを作成し、東京都保険者協議会ホームページで展開。 《促進月間》①結核週間（5月31日～6月6日） ②健康増進普及月間（9月） ③乳がん月間（10月） ④腸癌予防月間（11月） ⑤後発医薬品使用促進月間（2月） 【2020年度中に実施予定】 後発医薬品差額通知を保険薬局に持参するよう促すポスターを作成予定。（薬剤師会に加入の約4,500薬局に配布）			
	②住民の健康増進について、医療関係者、企業、大学等の幅広い関係者と課題を共有し、行政と民間が協力しながら住民に働きかけ、取組を進める観点から、制度や組織の垣根を超えて、広く産官学の関係者が一体となり健康づくりを推進する。例えば、都道府県等が中心となり「地域版日本健康会議」（又はこれに類する会議体）を、保険者協議会と連携しながら開催する、又は当該関係者の参画及び助言を得ながら保険者協議会を開催する。 ※2018年度から追加した取組	○	○	○	○	① 関係者が一体となって健康づくりを推進するための会議体等について、具体的な内容をご記入ください。 【2019年度中に実施済み】 《会議体等について》 ・名称 東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議、東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議 施策検討部会 ・実施日程（10月15日、11月19日、12月19日、1月31日、3月（書面開催）） ・主催者（東京都） ・参加者（学識経験者、医療関係団体の代表、保険者団体の代表、関係団体の代表、関係行政機関の職員） ・主な議題（プラン21（第二次）の推進方策に関すること等） ・開催頻度（年5回程度） ・関係者協議会との関係（保険者協議会の構成員が保険者団体代表として当該会議に参画） 【2020年度中に実施予定】 《会議体等について》 ・名称 東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議、東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議 施策検討部会 ・実施日程（7月7日、10月、1月、3月（予定）） ・主催者（東京都） ・参加者（学識経験者、医療関係団体の代表、保険者団体の代表、関係団体の代表、関係行政機関の職員） ・主な議題（プラン21（第二次）の推進方策に関すること等） ・開催頻度（年4回程度） ・関係者協議会との関係（保険者協議会の構成員が保険者団体代表として当該会議に参画）				
	③保険者協議会の事務局を、都道府県が自ら担う、又は国民健康保険団体連合会と共同で担っている。 ※2018年度から追加した取組	○	○	○	○	② 関係者の参画・助言を得ながらの保険者協議会の開催について、具体的な内容をご記入下さい。 【2018年度以前より実施済み】 医師会、歯科医師会、薬剤師会が東京都保険者協議会の構成員として参画。 【2019年度中に実施済み】 ・東京都保険者協議会構成員向けに、特定健診等を取り巻く現状や課題について学ぶことを目的として、大学特任教授による研修を実施。 【2019年度より継続実施】 ・看護協会、栄養士会、学識経験者、企業、大学関係者等について、必要に応じてオブザーバーとして参画を依頼できるよう規約を改正。				
						① 東京都と東京都国民健康保険団体連合会が共同で事務局運営を担っている。				

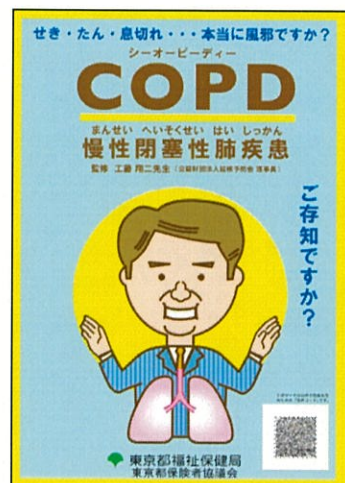
宣言3の達成について ※大項目1から4までのいずれも満たす場合、宣言3の達成となります。 ※大項目1から5までのいずれも満たす場合、更なる取組の達成となります。								
達成要件		2019年度中に 実施済み	2020年4月1日～8月1 日に実施済み	2020年度中に 実施予定	取組の詳細等についての質問・回答 ※各要件に該当する場合、8月1日時点で実施した又は実施予定の具体的な内容等をご記入ください。 ※ご負担のない範囲内で簡潔にご記入をお願いします。1つの欄に複数の回答を記入しても構いません。			
大項目	小項目	※複数回答可						
5. 後発医薬品の使用促進や重複投薬等の適正化のための取組	後発医薬品の使用促進または重複投薬等の適正化について、後発医薬品協議会や地域の医療関係者と連携した取組（例えば、後発医薬品の使用率の実態調査や重複投薬等の適正化の先進事例の共有等）を行っている。 ※2018年度から追加した取組	○		○	① 具体的にどのような取組を行っているのかご記入ください。 ② 質問①の回答に、先進事例の共有が含まれる場合、共有している取組の実施主体（保険者名など）や具体的な取組内容をご記入ください。 【2019年度中に実施済み】 ① 東京都主催の「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」に東京都保険者協議会構成員が保険者団体の代表として参画し、東京都後発医薬品安心使用促進協議会において、保険者、病院・診療所・薬局・薬局訪問患者を対象に後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関するアンケートを実施。アンケート結果は保険者協議会で共有。 ② 実施主体（全国健康保険協会 東京支部） 具体的な取組内容（後発医薬品使用促進の取組を紹介） 【2020年度中に実施予定】 (1) ①-① 引き続き、東京都主催の「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」に東京都保険者協議会構成員が保険者団体の代表として参画予定。 (2) ①-① 後発医薬品差額通知を保険薬局に持参するよう促すポスターを作成予定。 (薬剤師会に加入の約4,500薬局に配布)			

(5)「東京都保険者協議会における協働の取組」について

各保険者が加入者への疾病予防や健康づくりのための取組を協働で行うことで、東京都全体の取組をさらに推進するよう、令和2年度も引き続き促進月間の設定を行い、東京都保険者協議会ホームページで周知を図るほか、各保険者が活用可能な普及啓発資材やポスター等を掲載した。

促進月間名	時 期
禁煙週間	5月31日(日)～6月6日(土)
健康増進普及月間	9月
乳がん月間	10月
糖尿病予防月間	11月
後発医薬品使用促進月間	2月

《禁煙週間（5月）》



「ニコチン依存症」は病気です

「たばこをやめたくてもやめられない」...その症状は「ニコチン依存症」という病気なのかもしれません。身体的依存のほかに、薬や病院での治療方法があります。

ニコチンパッチ・ニコチンガム

ガムを噛んだり、パッチを貼ることで、体内に少量のニコチンを供給し、禁煙時のイライラを緩和します。

① ニコチンパッチやガムはどうすれば手に入るの?

薬局及び薬局で、誰でも購入できます。薬局でも処方してもらえます。

② 薬を使うと、どのくらいの費用がかかる?

個人差はありますが、目安として禁煙までに2〜3万円くらいかかります。

医療機関で治療する方法

最近では、一定の要件を満たせば、医療保険の適用となりました。

① 病院での治療は、何回も通院が必要?

禁煙外来は、合計5回の通院が基本となっています。

② 禁煙治療の費用の目安は?

保険適用: 13,000円から2万円程度
 自由診療: 4万円台から6万円
 (※医療費助成や医療費控除により、異なります。)

保険適用となる対象者の条件や、東京都内医療機関の目録を照らして、こちらをご覧ください。

たばこをやめると太る?

「たばこをやめると太る」ということを心配して禁煙に取り組みたい方も多いのではないでしょうか?禁煙後に起こる体重増加については、その理由を知り対処法を実行することで防ぐことができます。肥満対策はたばこ以外の方法です!

① 「禁煙すると太る」理由とは?

- 1 禁煙と喫煙が違って、食事や生活リズムが乱れる。
- 2 口寂しさを、食欲が増える。
- 3 胃腸の血流が良くなり、食欲が正常に戻る。

体重増加を防ぐコツ

口寂しさを紛らわせる食べ物に注意する!
 デスク周りに低カロリーの食べ物を常備準備

① ショーケースガムやキャンディー、タブレット
 ② 干し昆布
 ③ 冷たい水

バランスよく食べてこまめに運動!

階段を上る 10分=65kcal
 掃除機をかける 15分=39kcal
 洗濯をする 30分=142kcal
 ※消費カロリーは50歳男性・60kgの場合

令和2年3月発行
 編集・発行 東京都福祉保健局保健政策課健康推進課禁煙担当
 新宿区西新宿二丁目8番1号
 電話 03(5520)4391
 登録番号 (31) 444

禁煙成功へのセルフメソッド

卒煙を考えよう

たばこの煙には、7,000種類以上の化学物質が含まれており、たばこに含まれる有害物質は、心臓病や脳卒中だけでなく、消化器病やがんなども引き起こすといわれています。まずは気軽に禁煙のスタート地点に立ちませんか?

東京都福祉保健局
東京都保険者協議会



《健康増進普及月間（9月）》



《乳がん月間（10月）》



《糖尿病予防月間（11月）》

糖尿病の重症化を防ぐ

①食事療法

糖尿病の食事療法は、正しい食習慣によりエネルギーを摂り過ぎず、血糖値をコントロールすることが大切です。適切な食事量は、年齢・性別・体格・活動量を考慮して決められます。適切な食事量は、医師や栄養士に相談してください。

②運動療法

運動により、血液中の糖分の量を減らすことができます。運動は、血糖値をコントロールする上で重要な役割を果たします。運動は、医師や理学療法士に相談してください。

③重症化を防ぐ不適切な習慣など

- 喫煙：タバコは血糖値を上昇させる作用があります。喫煙を減らすことは、糖尿病の重症化を防ぐのに役立ちます。
- アルコール：アルコールは血糖値に影響を与えます。適量を守り、飲酒を減らすことは、糖尿病の重症化を防ぐのに役立ちます。
- 睡眠：睡眠不足は血糖値を上昇させる作用があります。十分な睡眠をとることは、糖尿病の重症化を防ぐのに役立ちます。

健診結果の見方

～糖尿病のリスクを調べるために～

①BMI値：肥満の程度を調べる指標です。
BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m)²

②空腹時血糖値：血糖値が高いと糖尿病のリスクが高まります。
110mg/dL以上（空腹時）（糖尿病診断値）
126mg/dL以上（糖尿病診断値）

③HbA1c：過去1～2ヶ月間の平均血糖値が分かります。
6.5%以上（糖尿病診断値）
6.5%以上（糖尿病診断値）

④血糖値の変動：血糖値の変動が大きいと糖尿病のリスクが高まります。

血糖値をコントロールしましょう！

～糖尿病の重症化予防～

Let's Begin!

糖尿病の重症化を防ぐためには、血糖値をコントロールすることが大切です。血糖値をコントロールするためには、食事療法、運動療法、薬物療法が有効です。

高血糖が続くと、どうなるの？

高血糖が続くと、さまざまな合併症が現れます。合併症は、糖尿病の重症化につながります。合併症を防ぐためには、血糖値をコントロールすることが大切です。

合併症の種類：

- 糖尿病性網膜症：目の血管が障害され、視力が低下します。
- 糖尿病性腎症：腎臓の機能が低下し、尿中に糖分が排出されます。
- 糖尿病性神経障害：手足の感覚が鈍くなり、痛みや痺れが現れます。
- 糖尿病性足病変：足の血管が障害され、足の壊死や足の切断が必要になります。

糖尿病予防～職場の重症化予防対策～

①職場での糖尿病予防対策

職場での糖尿病予防対策は、従業員の健康を維持し、生産性を向上させるために重要です。職場での糖尿病予防対策には、食事療法、運動療法、ストレス管理などが有効です。

②職場での糖尿病予防対策の実施方法

職場での糖尿病予防対策の実施方法は、職場の状況に応じて異なります。職場での糖尿病予防対策の実施方法には、食事療法、運動療法、ストレス管理などが有効です。

重症化ケース①（前駆症）

重症化ケース①（前駆症）は、血糖値が正常範囲を超えている状態です。重症化ケース①（前駆症）は、血糖値が正常範囲を超えている状態です。

①重症化ケース①（前駆症）の症状

- 空腹時の血糖値が110mg/dL以上
- 空腹時の血糖値が126mg/dL以上
- 空腹時の血糖値が126mg/dL以上

②重症化ケース①（前駆症）の予防対策

- 食事療法：血糖値をコントロールするために、食事療法が有効です。
- 運動療法：血糖値をコントロールするために、運動療法が有効です。
- ストレス管理：血糖値をコントロールするために、ストレス管理が有効です。

重症化ケース②（前症）

重症化ケース②（前症）は、血糖値が正常範囲を超えている状態です。重症化ケース②（前症）は、血糖値が正常範囲を超えている状態です。

①重症化ケース②（前症）の症状

- 空腹時の血糖値が110mg/dL以上
- 空腹時の血糖値が126mg/dL以上
- 空腹時の血糖値が126mg/dL以上

②重症化ケース②（前症）の予防対策

- 食事療法：血糖値をコントロールするために、食事療法が有効です。
- 運動療法：血糖値をコントロールするために、運動療法が有効です。
- ストレス管理：血糖値をコントロールするために、ストレス管理が有効です。

重症化ケース③（前症）

重症化ケース③（前症）は、血糖値が正常範囲を超えている状態です。重症化ケース③（前症）は、血糖値が正常範囲を超えている状態です。

①重症化ケース③（前症）の症状

- 空腹時の血糖値が110mg/dL以上
- 空腹時の血糖値が126mg/dL以上
- 空腹時の血糖値が126mg/dL以上

②重症化ケース③（前症）の予防対策

- 食事療法：血糖値をコントロールするために、食事療法が有効です。
- 運動療法：血糖値をコントロールするために、運動療法が有効です。
- ストレス管理：血糖値をコントロールするために、ストレス管理が有効です。

重症化ケース④（前症）

重症化ケース④（前症）は、血糖値が正常範囲を超えている状態です。重症化ケース④（前症）は、血糖値が正常範囲を超えている状態です。

①重症化ケース④（前症）の症状

- 空腹時の血糖値が110mg/dL以上
- 空腹時の血糖値が126mg/dL以上
- 空腹時の血糖値が126mg/dL以上

②重症化ケース④（前症）の予防対策

- 食事療法：血糖値をコントロールするために、食事療法が有効です。
- 運動療法：血糖値をコントロールするために、運動療法が有効です。
- ストレス管理：血糖値をコントロールするために、ストレス管理が有効です。

重症化ケース⑤（前症）

重症化ケース⑤（前症）は、血糖値が正常範囲を超えている状態です。重症化ケース⑤（前症）は、血糖値が正常範囲を超えている状態です。

①重症化ケース⑤（前症）の症状

- 空腹時の血糖値が110mg/dL以上
- 空腹時の血糖値が126mg/dL以上
- 空腹時の血糖値が126mg/dL以上

②重症化ケース⑤（前症）の予防対策

- 食事療法：血糖値をコントロールするために、食事療法が有効です。
- 運動療法：血糖値をコントロールするために、運動療法が有効です。
- ストレス管理：血糖値をコントロールするために、ストレス管理が有効です。

重症化ケース⑥（前症）

重症化ケース⑥（前症）は、血糖値が正常範囲を超えている状態です。重症化ケース⑥（前症）は、血糖値が正常範囲を超えている状態です。

①重症化ケース⑥（前症）の症状

- 空腹時の血糖値が110mg/dL以上
- 空腹時の血糖値が126mg/dL以上
- 空腹時の血糖値が126mg/dL以上

②重症化ケース⑥（前症）の予防対策

- 食事療法：血糖値をコントロールするために、食事療法が有効です。
- 運動療法：血糖値をコントロールするために、運動療法が有効です。
- ストレス管理：血糖値をコントロールするために、ストレス管理が有効です。

重症化ケース⑦（前症）

重症化ケース⑦（前症）は、血糖値が正常範囲を超えている状態です。重症化ケース⑦（前症）は、血糖値が正常範囲を超えている状態です。

①重症化ケース⑦（前症）の症状

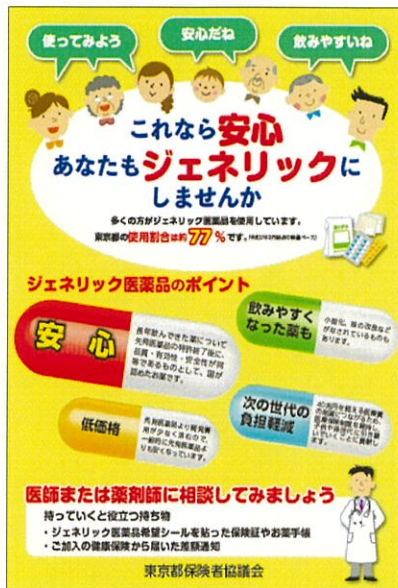
- 空腹時の血糖値が110mg/dL以上
- 空腹時の血糖値が126mg/dL以上
- 空腹時の血糖値が126mg/dL以上

②重症化ケース⑦（前症）の予防対策

- 食事療法：血糖値をコントロールするために、食事療法が有効です。
- 運動療法：血糖値をコントロールするために、運動療法が有効です。
- ストレス管理：血糖値をコントロールするために、ストレス管理が有効です。

（令和2年度パンフレット追加（全8ページ））

《後発医薬品使用促進月間（2月）》



《令和2年度ポスター追加》

安心して後発医薬品を使用できる環境整備を図ることを目的としたポスターを作成し、東京都内保険薬局へ各地区薬剤師会を通じて配布を行った。



被用者保険の加入者向けパンフレット

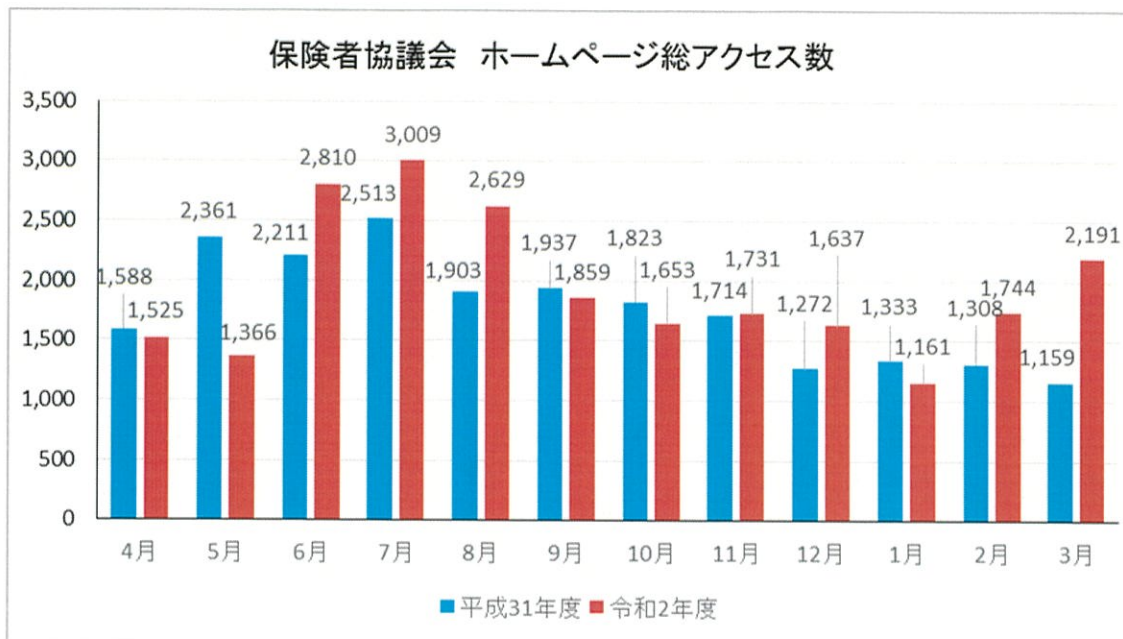


《令和2年度掲載》

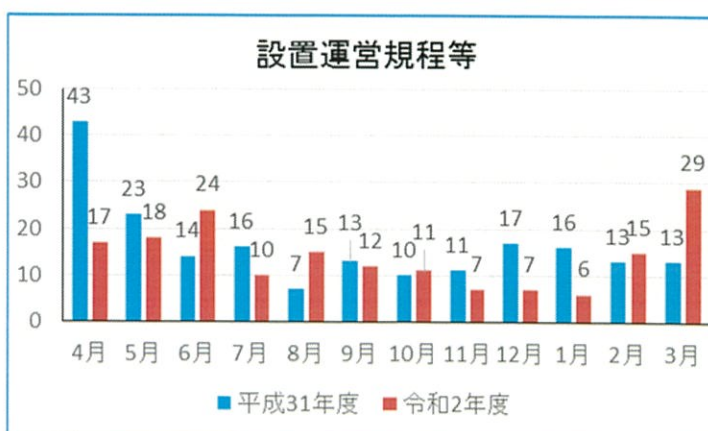
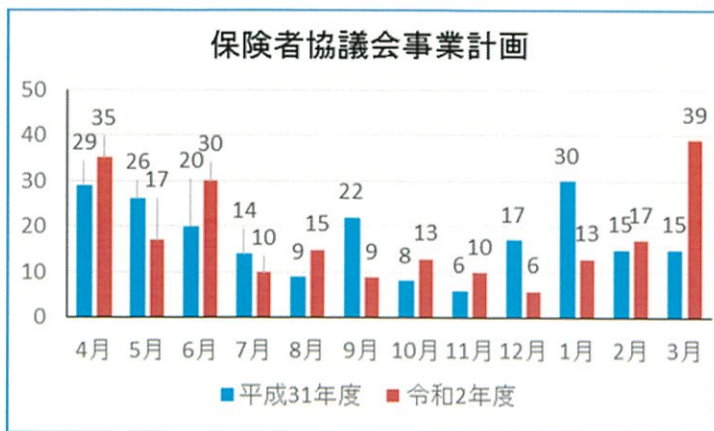
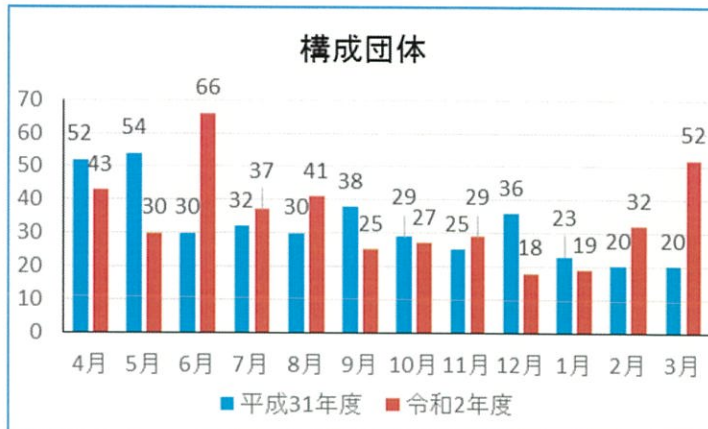
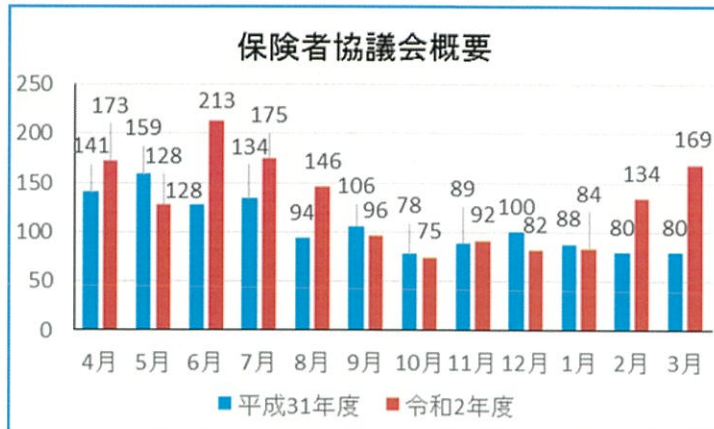
退職後に被用者保険から国民健康保険へ切り替えをされる40歳以上の方を対象としたパンフレットを作成し、東京都保険者協議会ホームページに公開した。

《参考》 令和2年度 ―保険者協議会ホームページアクセス数―

総アクセス数以下は、ホームページトップ画面の項目ごとのグラフとなります。

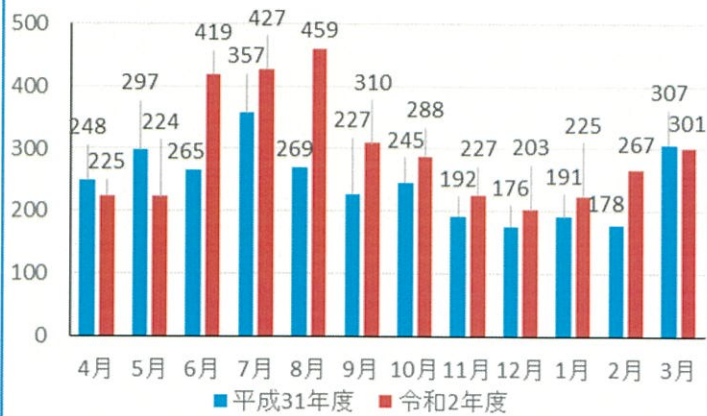


保険者協議会について

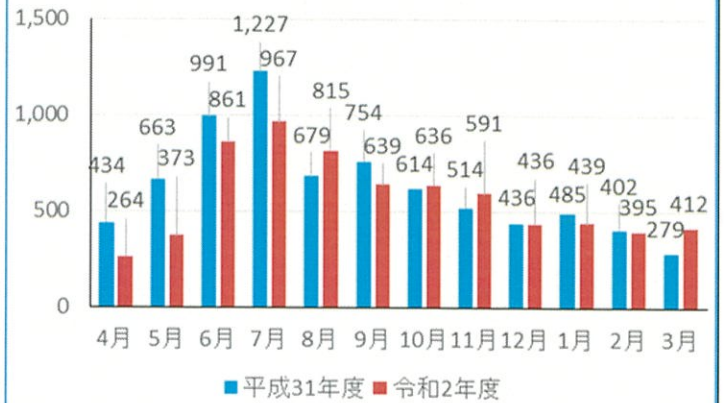


特定健診・特定保健指導集合契約（B）

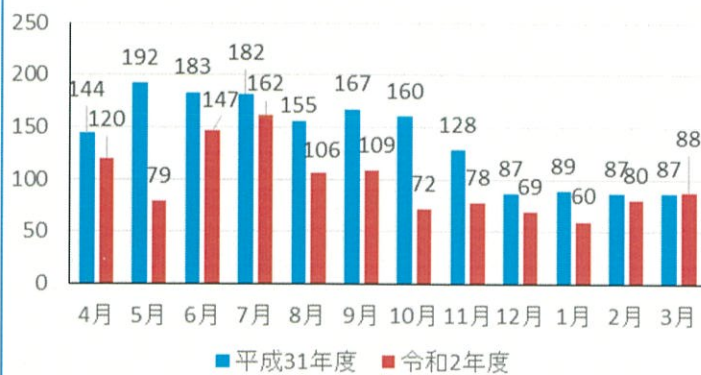
集合契約に関する各種届出様式



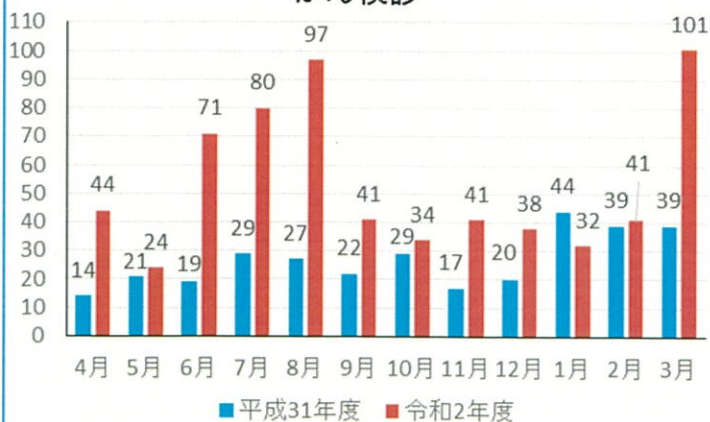
特定健診・特定保健指導集合契約 実施機関一覧



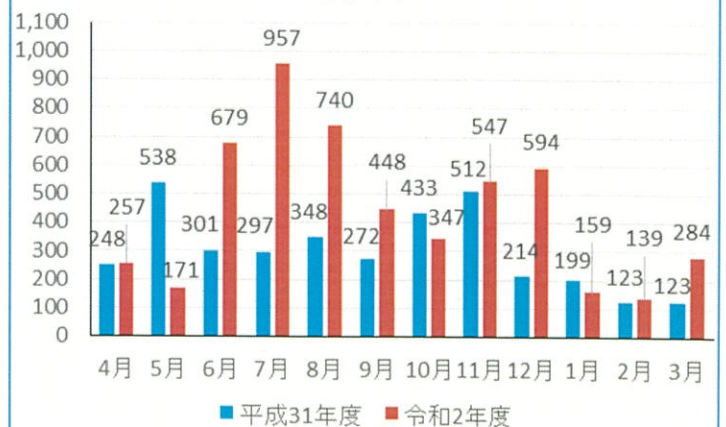
特定健診・特定保健指導集合契約 委託元保険者一覧



がん検診

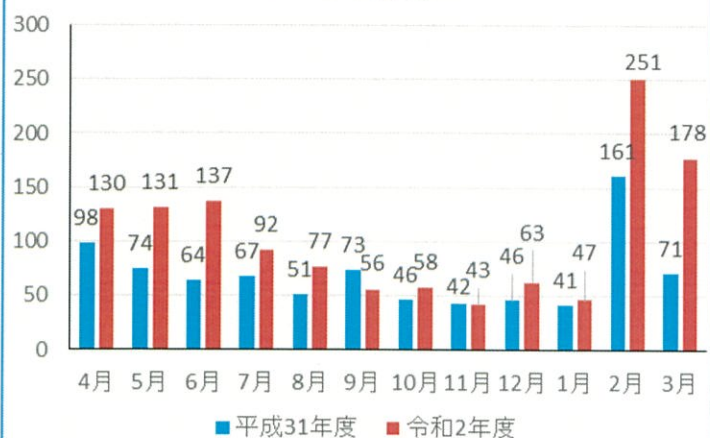


研修会

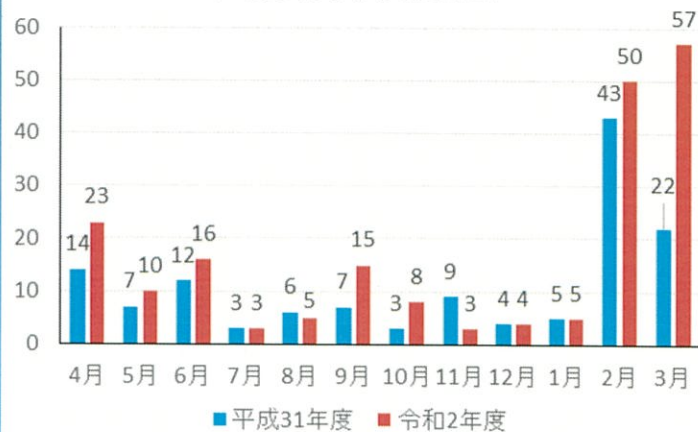


事業報告

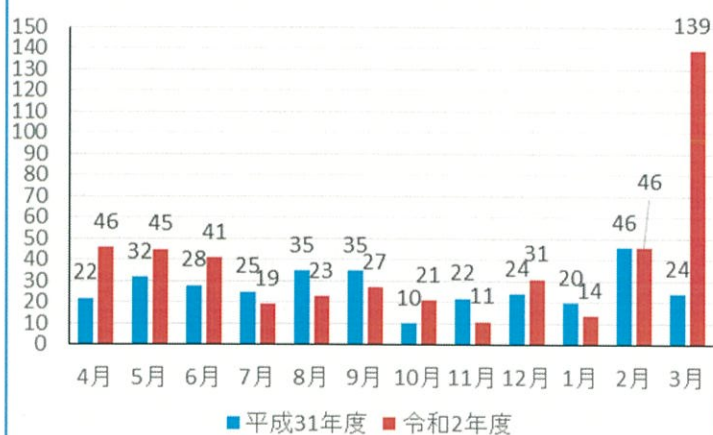
保険者協議会



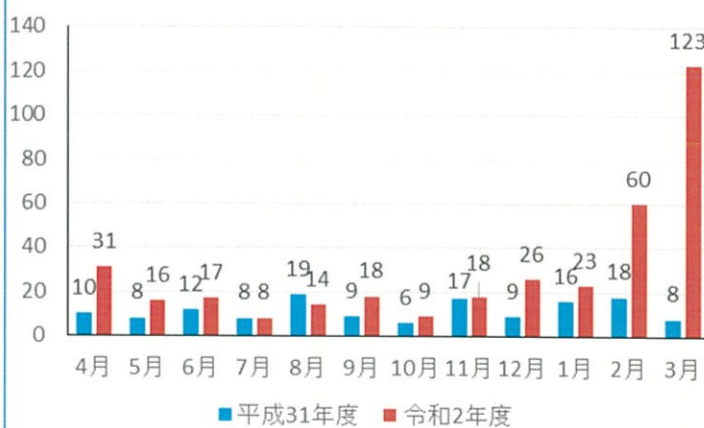
医療計画等検討部会



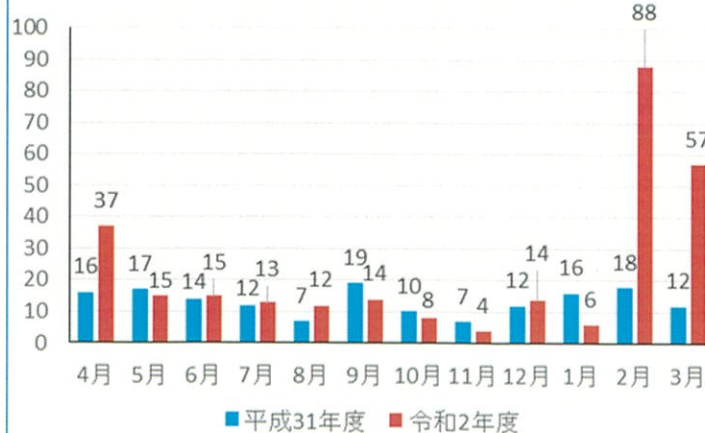
データ分析部会



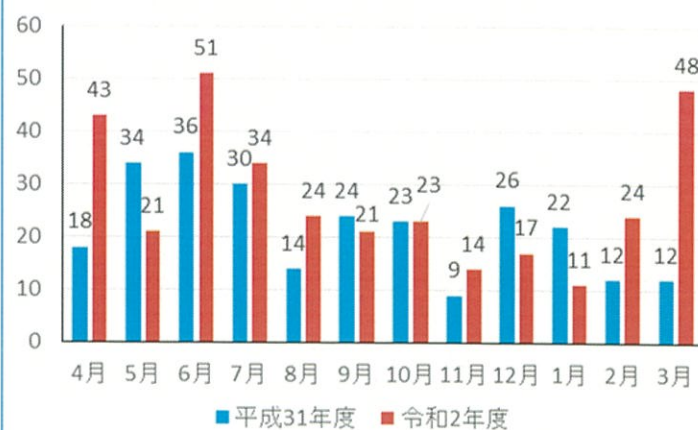
保健活動部会



特定健診・特定保健指導特別部会

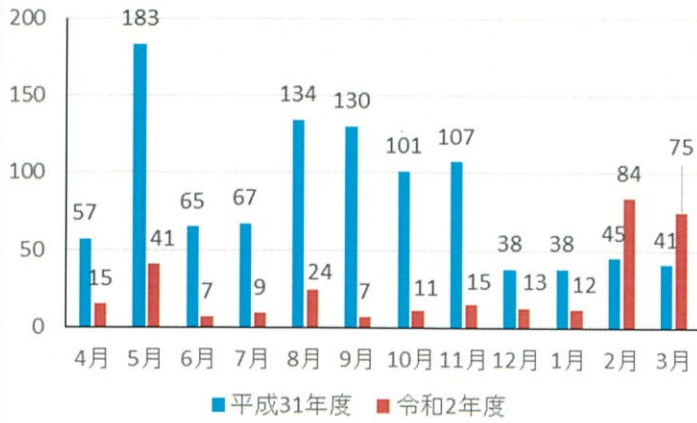


過去の取り組み(調査・分析関係)

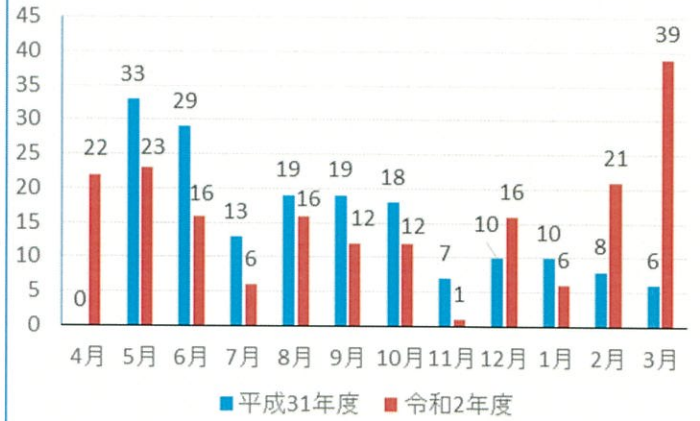


事業報告

啓発事業



促進月間



空白のページです。

第 2 号議案

令和 2 年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出決算について

(提案の趣旨)

東京都保険者協議会の令和 2 年度の決算について報告いたしたい。

別紙のとおり定めたい。

令和 3 年 7 月 14 日提出

東京都保険者協議会
会長 加 島 保 路

空白のページです。

令和 2 年度
東京都保険者協議会関係業務会計
歳入歳出決算

空白のページです。

歳 入 額 30,588,339円

歳 出 額 27,059,339円

歳入歳出差引残額 3,529,000円

(令和3年度への繰越額)

令和2年度 東京都保険者協議会関係業務会計

歳 入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算現額と収入 済額との比較
1	負担金	16,037,000	12,042,170	12,042,170	0	0	△ 3,994,830
	1 負担金	16,037,000	12,042,170	12,042,170	0	0	△ 3,994,830
2	国庫支出金	16,036,000	15,503,000	15,503,000	0	0	△ 533,000
	1 国庫補助金	16,036,000	15,503,000	15,503,000	0	0	△ 533,000
3	諸収入	2,000	169	169	0	0	△ 1,831
	1 諸収入	2,000	169	169	0	0	△ 1,831
4	繰越金	3,044,000	3,043,000	3,043,000	0	0	△ 1,000
	1 繰越金	3,044,000	3,043,000	3,043,000	0	0	△ 1,000
歳 入 合 計		35,119,000	30,588,339	30,588,339	0	0	△ 4,530,661

歳入歳出決算書

歳 出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1	総務費	6,126,000	4,323,280	1,802,720	1,802,720
	1 総務管理費	6,126,000	4,323,280	1,802,720	1,802,720
2	事業費	10,995,000	5,277,324	5,717,676	5,717,676
	1 事業費	10,995,000	5,277,324	5,717,676	5,717,676
3	諸支出金	17,898,000	17,458,735	439,265	439,265
	1 諸支出金	14,854,000	14,415,735	438,265	438,265
	2 償還金及び還付金	3,044,000	3,043,000	1,000	1,000
4	予備費	100,000	0	100,000	100,000
	1 予備費	100,000	0	100,000	100,000
歳 出 合 計		35,119,000	27,059,339	8,059,661	8,059,661

令和2年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入

歳入

款	項	目	節	予算現額				調定額
				当初予算額	補正予算額	計	節(金額)	
1	負担金			16,037,000	0	16,037,000		12,042,170
	1	負担金		16,037,000	0	16,037,000		12,042,170
		1	負担金	16,037,000	0	16,037,000		12,042,170
			1 現年分				16,036,000	12,042,170
			2 未収繰越分				1,000	0
2	国庫支出金			16,036,000	0	16,036,000		15,503,000
	1	国庫補助金		16,036,000	0	16,036,000		15,503,000
		1	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	16,036,000	0	16,036,000		15,503,000
			1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金				16,036,000	15,503,000
3	諸収入			2,000	0	2,000		169
	1	諸収入		2,000	0	2,000		169
		1	預金利子	1,000	0	1,000		169
			1 預金利子				1,000	169
		2	雑入	1,000	0	1,000		0
			1 雑入				1,000	0
4	繰越金			1,000	3,043,000	3,044,000		3,043,000
	1	繰越金		1,000	3,043,000	3,044,000		3,043,000
		1	繰越金	1,000	3,043,000	3,044,000		3,043,000
			1 繰越金				3,044,000	3,043,000
歳入合計				32,076,000	3,043,000	35,119,000		30,588,339

歳出決算事項別明細書

(単位:円)

収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	備考
12,042,170	0	0	
12,042,170	0	0	
12,042,170	0	0	
12,042,170	0	0	5団体負担金
0	0	0	
15,503,000	0	0	
15,503,000	0	0	
15,503,000	0	0	
15,503,000	0	0	令和2年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付額
169	0	0	
169	0	0	
169	0	0	
169	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
3,043,000	0	0	
3,043,000	0	0	
3,043,000	0	0	
3,043,000	0	0	平成31年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還金
30,588,339	0	0	

歳出

款	項	目	節	予算現額				
				当初予算額	補正予算額	予備費支出 及び流用増減	計	節（金額）
1	総務費			6,126,000	0	0	6,126,000	
	1	総務管理費		6,126,000	0	0	6,126,000	
		1	一般管理費	6,126,000	0	0	6,126,000	
			9 旅費					423,000
			11 需用費					100,000
			12 役務費					1,000
			13 委託料					5,600,000
			19 負担金、補助及び交付金					1,000
			27 公課費					1,000
2	事業費			10,995,000	0	0	10,995,000	
	1	事業費		10,995,000	0	0	10,995,000	
		1	育成指導費	4,444,000	0	0	4,444,000	
			8 報償費					871,000
			9 旅費					160,000
			11 需用費					182,000
			12 役務費					331,000
			13 委託料					899,000
			14 使用料及び賃借料					1,992,000
			19 負担金、補助及び交付金					9,000
		2	協議会費	3,044,000	0	0	3,044,000	
			1 報酬					1,000
			8 報償費					156,000
			9 旅費					6,000
			11 需用費					1,032,000
			12 役務費					750,000
			13 委託料					78,000

(単位：円)

支出済額	不用額	備考
4,323,280	1,802,720	
4,323,280	1,802,720	
4,323,280	1,802,720	
51,611	371,389	
48,991	51,009	
924	76	
4,221,754	1,378,246	人材派遣及びホームページ運用・保守料
0	1,000	
0	1,000	
5,277,324	5,717,676	
5,277,324	5,717,676	
2,380,257	2,063,743	特定保健指導等プログラム研修会【初級編】【専門職編】【中・上級編】 データ分析に関する研修会・保健事業に関する研修会
507,000	364,000	
35,940	124,060	
125,168	56,832	
234,576	96,424	
892,353	6,647	
585,220	1,406,780	
0	9,000	
803,517	2,240,483	保険者協議会、各部会（計15回）
0	1,000	
52,000	104,000	
0	6,000	
28,852	1,003,148	
336,604	413,396	
23,611	54,389	

歳出

款	項	目	節	予算現額				
				当初予算額	補正予算額	予備費支出 及び流用増減	計	節（金額）
			14 使用料及び賃借料					1,020,000
			19 負担金、補助及び交付金					1,000
		3	調査研究費	3,507,000	0	0	3,507,000	
			8 報償費					1,000
			9 旅費					1,000
			11 需用費					3,000
			12 役務費					1,000
			13 委託料					3,500,000
			14 使用料及び賃借料					1,000
		3	諸支出金	14,855,000	3,043,000	0	17,898,000	
		1	諸支出金	14,854,000	0	0	14,854,000	
		1	国民健康保険団体連合会支出金	14,854,000	0	0	14,854,000	
			19 負担金、補助及び交付金					14,854,000
		2	償還金及び還付金	1,000	3,043,000	0	3,044,000	
		1	償還金及び還付金	1,000	3,043,000	0	3,044,000	
			23 償還金、利子及び割引料					3,044,000
		4	予備費	100,000	0	0	100,000	
		1	予備費	100,000	0	0	100,000	
		1	予備費	100,000	0	0	100,000	
			歳出合計	32,076,000	3,043,000	0	35,119,000	

(単位：円)

支出済額	不用額	備考
362,450	657,550	
0	1,000	
2,093,550	1,413,450	データヘルス推進を図るための委託事業（アンケート集計等）
0	1,000	
0	1,000	
800	2,200	
0	1,000	
2,092,750	1,407,250	
0	1,000	
17,458,735	439,265	
14,415,735	438,265	
14,415,735	438,265	事務局（国保連合会）人件費
14,415,735	438,265	
3,043,000	1,000	
3,043,000	1,000	平成31年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還金
3,043,000	1,000	
0	100,000	
0	100,000	
0	100,000	
27,059,339	8,059,661	

空白のページです。

第 3 号議案

令和 3 年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出予算補正について

(提案の趣旨)

令和 2 年度に交付された国庫補助金の精算に伴い、精算額を国に返還するため、
予算を補正することといたしたい。

別紙のとおり定めたい。

令和 3 年 7 月 14 日提出

東京都保険者協議会
会長 加 島 保 路

空白のページです。

令和 3 年度
東京都保険者協議会関係業務会計
歳入歳出予算補正

令和3年度東京都保険者協議会

歳 入		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	3,529	3,530
	1 繰越金	1	3,529	3,530
歳 入 合 計		31,488	3,529	35,017

関係業務会計歳入歳出予算補正

歳 出		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 支 出 金		1	3,529	3,530
	2 償還金及び還付金	1	3,529	3,530
歳 出 合 計		31,488	3,529	35,017

令和3年度東京都保険者協議会関係業務

歳入

(単位:千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	節(金額)	事項別計上説明
4	繰		越 金	1	3,529	3,530		
	1	繰	越 金	1	3,529	3,530		
		1	繰 越 金	1	3,529	3,530		
			1 繰 越 金				3,529	
歳入合計				31,488	3,529	35,017		

会計歳入歳出予算補正事項別明細書

歳 出

(単位:千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	節(金額)	事項別計上説明
3	諸	支	出 金	1	3,529	3,530		令和2年度国庫補助 返還金
	2	償 還 金 及 び 還 付 金		1	3,529	3,530		
		1 償 還 金 及 び 還 付 金		1	3,529	3,530		
		23 償還金、利子 及び割引料					3,529	
歳 出 合 計				31,488	3,529	35,017		